

福岡司法書士政治連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、福岡司法書士政治連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、福岡市中央区舞鶴三丁目2番23号に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、日本司法書士会連合会及び福岡県司法書士会の目的を達成するために必要な政治活動及び政治制度の研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 国民のための司法書士制度を実現するための事業
- 2 法律制度の改革・改善を図るための事業
- 3 司法書士の使命を達成するに必要な事業
- 4 政治資金規正法に基づく政治活動
- 5 会員に対する情報の提供
- 6 他の司法書士関連団体との情報交換
- 7 前各号のほか、本会の目的を達するための事業

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する福岡県司法書士会の会員（以下、会員という。）をもって組織する。但し、司法書士法人は含まない。

(入会及び退会)

第6条 会員は、本連盟に入会届を提出することによって入会となり、また、退会届を提出することによって本連盟を退会することができる。

第2章 執行機関

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 理事 9名以上15名以内

(役員等の選任)

第8条 役員は、大会において、別に定める福岡司法書士政治連盟役員等選任規則（以下、役員等選任規則という）に基づき、会員の中から選任する。

- 2 専務理事、政務担当常任理事及び広報担当常任理事は、理事会において選任する。
- 3 前項以外の理事について、理事会の決議により、専務代行理事1名以上、政務担当理事3名以上、広報担当理事2名以上を選任する。
- 4 日本司法書士政治連盟の代議員は、役員及び地区幹事の中から、理事会で選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会の業務を総理する。

- 2 専務理事は、本連盟の会計責任者として、すべての収入、支出、運用について管理し、
理事会及び常任理事会を議長として運営し、並びに大会及び地区幹事会の設営責任者として職務を行なう。
- 3 政務担当常任理事は、本連盟の政治活動の運営を指揮する。
- 4 広報担当常任理事は、本連盟の広報責任者として、広報の企画、運営、並びにホームページの保守、管理を行うほか、リスクマネジメント及び危機対応を行う。

(理事会等の招集)

第10条 会長は、必要に応じ、理事会及び常任理事会を招集することができる。

- 2 専務理事及び常任理事は、各自が担当する業務について、小理事会を招集することができる。

(理事会等の構成)

第11条 理事会は、会長及び理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(役員の手当)

第12条 役員には、別に定める本連盟の役員手当規則に基づき、役員手当を支給することができる。

第3章 議決機関

(大会)

第13条 全会員で組織する大会は、本連盟の最高機関とし、毎年1回、会長が招集する。

2 地区幹事会が議案を明確にして、要求があるとき又は会員の3分の1以上の会員の代表者より議案を明確にして要求があつたとき若しくは会長が必要と認めたときは臨時に会長が大会を招集する。

(大会の議事)

第14条 大会の議長は、その都度大会において選任する。

2 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会員は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を本連盟に提出しなければならない。

4 大会の議事及び運営については、理事会で別に定めることができる。

5 第13条第2項により地区幹事会又は会員の3分の1以上の要求により開催する場合は、地区幹事長又は開催を要求した会員の代表者は前項の理事会に参加する。

(大会の議決事項)

第15条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

- ① 運動方針の採決
- ② 規約の制定、改廃
- ③ 予算及び決算の審議
- ④ その他会務に関する重要事項

第4章 地区幹事及び地区幹事会

(地区幹事及び地区幹事会)

第16条 本連盟に、地区幹事会を置く。地区幹事は、衆議院議員の小選挙区（以下、各選挙区という）毎に、理事会の決議により、会員の中から選任する。

- 2 地区幹事は、選挙区の情勢を把握し、その情報を政務担当常任理事に対して報告、相談、連絡を行う。
- 3 各地区幹事は、地区幹事会を構成し、情報交換を行う。
- 4 地区幹事選任後の最初の地区幹事会は会長が招集し、2回目以降の地区幹事会は、地区幹事長が招集する。
- 5 地区幹事会に、各地区幹事の互選により、地区幹事長及び副地区幹事長各1名を置く。
- 6 地区幹事長は、地区幹事会の議長となり、主宰する。
- 7 副地区幹事長は、地区幹事長を補佐し、地区幹事長に事故又は差支えあるときは、その職務を代理し、欠員のときは、その職務を代行する。
- 8 地区幹事会の議事は、地区幹事の過半数が出席し、出席した地区幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。但し、臨時総会の開催を要求する場合は、地区幹事の3分の2以上の賛成を要する。
- 9 地区幹事会には、オブザーバーとして、政務担当常任理事又は政務担当理事1名が必ず参加するものとする。
- 10 地区幹事長及び副地区幹事長は、会日の前日までに専務理事に連絡をした上で、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 その他の機関

(監事)

第17条 本連盟に監事3名以内を置く。

- 2 監事は、本連盟の経理を監査し、決算の審議にあたる。
- 3 監事は、大会において、役員等選任規則に基づき、会員の中から選任する。
- 4 監事は、本連盟の他の役員を兼ね、又は使用人となることができない。
- 5 監事は、会長に求められたときは、本連盟の会務執行に関する会議に出席し、意見を述べることができる。

(特別の機関)

第18条 会長は、必要に応じ、理事会の議を経て特別の機関を設けることができる。

- 2 特別の機関を設置する場合、設置の期間を定めなければならない。

第6章 役員等の任期

(役員等の任期)

- 第19条 本連盟の役員、監事及び地区幹事（以下、役員等という）の任期は、就任から2年以内に到来する最終の決算期に関する定時大会の終結時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠選任による役員等の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。
- 3 増員選任による役員等の任期は、他の在任役員等の任期の残存期間と同一とする。

(役員等の任期の特例)

- 第20条 前条の規定に拘わらず、役員等及び特別の機関の委員が次の各号に該当することとなったときは、退任するものとする。
- 1 役員等が会員の資格を失ったとき。
- 2 大会において解任の決議があったとき。

(任期満了後の役員等の職務)

- 第21条 任期満了した役員等及び特別の機関の委員は、新たに選任される役員等が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第22条 本連盟には、必要に応じて、顧問を置くことができる。
- 2 本連盟には、必要に応じて、会員の中から相談役を置くことができる。
- 3 顧問並びに相談役は、大会又は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第8章 会計及び事業年度

(経費)

- 第23条 本連盟の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

(会費)

第24条 会費は、会員一人月額1000円也とする。

2 日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に初めて登録後1年以内に本会に入会した会員は、本連盟に入会した日の属する月から翌年の応答月の前月までの会費を1年間免除する。

3 第1項の会費は、毎業務年度終了までに、本連盟に納入しなければならない。

(寄附金)

第25条 本連盟は、本連盟の目的、事業に賛助する個人又は団体から寄附金を受けることができる。

(予算及び決算)

第26条 毎事業年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。

(事業及び事業年度)

第27条 本連盟の事業及び事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

第9条 雑則

(規約の改正・役員及び監事の解任)

第28条 本規約の改正・役員及び監事の解任については、会員で組織する大会によるものとし、

出席会員の議決権の3分の2以上の議決を要する。

2 専務理事、政務担当常任理事、広報担当常任理事並びに地区幹事の解任については、会長及び理事の半数以上が出席する理事会において、その出席会長及び理事の3分の2以上の議決によるものとする。

(会員への通知)

第29条 本連盟から会員への通知は、本連盟のホームページに掲載する方法によりすることができる。

附 則

一、この規約は、昭和44年12月1日から施行する。

二、改正規約は、昭和57年 7月1日から施行する。

三、改正規約は、平成 4年 7月1日から施行する。

四、改正規約は、平成10年 4月1日から施行する。

五、改正規約は、平成17年 7月1日から施行する。

六、改正規約は、平成26年 4月1日から施行する。

② 改正規約第32条第2項の新設に伴い、既存新入会員が負担する会費との調整を図るため、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに入会し、かつ、入会日が福岡県司法書士会登録後1年以内の既存新入会員については、平成26年4月分から平成27年3月分までの1年間の会費を免除する。

③ 時限的な措置として、施行日から平成26年12月31日までに本会に入会した会員については、福岡県司法書士会登録の時期を問わず、本会に入会した日の属する月から翌年の応答月までの会費を約1年間免除する。

七、改正規約は、平成29年 4月1日から施行する。

八、改正規約は、令和 元年 3月21日から施行する。

九、改正規約は、令和 3年 3月20日から施行する。